

青森県弘前合同庁舎ほか4施設電気供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 青森県弘前合同庁舎ほか4施設で使用する電気の供給
- (2) 需要場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、標準周波数等 別紙1のとおり
- (2) 契約電力、予定使用電力等
 - ア 契約電力 別紙2の月別最大予定使用電力とする
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。)
 - イ 予定使用電力量 別紙2のとおり
 - ウ 通年の電力使用状況 別紙3のとおり
- (3) 供給期間
令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで
- (4) 電力量料金単価区分
 - ア 夏 季 7月1日から9月30日までの期間をいう。
 - イ その他季 夏季以外の期間をいう。

3 その他

- (1) 力率は、各施設とも自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定である。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、青森県の地域を供給区域とする一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者をいう。）が定める特定規模需要の標準供給条件による。
なお、入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第1項に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約における料金区分は、別紙を基に算出した場合に入札価格の範囲内となることを条件として、供給者と青森県で協議の上設定する。ただし、基本料金単価及び電力量料金単価は一般電気事業者が定める標準プランをそれぞれ超えない単価とする。
なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(最大需要電力とは、契約者の電気使用を計測するため、電力計で30分単位における平均使用電力(キロワット)を算出し、その1ヶ月中における最大の値のこと)

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5) 供給者はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)等に関する、青森県から有効電力量等必要なデータ提供を求められた場合はこれに応じること。

(6) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、青森県と協議の上定めるものとする。